様式第９号（第６条関係）

奨学資金継続貸与決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　三股町長

三股町奨学資金条例による奨学資金については、本年度も引き続き貸与することに決定したので通知します。

記

１　貸与額　　　　　　月額　　　　　　　　円

２　貸与期間　　　　　　１年間　（　　年　　月　から　　　年　　月まで）

３　特記事項

①　継続について　　　　引き続き奨学資金の貸与を受ける場合は、翌年３月１５日までに次の書類を提出する必要があります。

* 奨学資金貸与継続申請書
* 学業成績証明書（学校所定のもので、公印が押されたもの）
* 住民票謄本（続柄が記載されているもの）

　　②　貸与の停止等　　　　条例第７条又は第８条に該当する場合は、奨学資金の貸与を停止し、又は奨学生としての資格を取り消します。

（取扱課 ： 教育課）